

令和 5 年 3 月 23 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第171号の概要

経済センサス-基礎調査及び
経済構造実態調査の変更について

1. 調査の概要（経済センサス-基礎調査）（現行計画）

調査の目的

事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

調査の概要

調査対象

【甲調査】約770万事業所（全数）

日本標準産業分類に掲げる全ての産業に属する民営事業所
（ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業等一部の産業に属する事業所を除く。）

【乙調査】約15万事業所（全数）

国及び地方公共団体の事業所

調査事項

【甲調査】

- ・既存の事業所→名称、所在地、活動状態
- ・新規に把握した事業所→上記に加え、従業者数、主な事業の内容、開設時期、年間総売上（収入）金額等

【乙調査】

- ・既存の事業所→名称、所在地、活動状態
- ・新規に把握した事業所→上記に加え、職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称等

調査期間

【甲調査】令和元年6月1日～令和2年3月31日

【乙調査】毎年5月上旬～7月下旬（経済センサス-活動調査実施年を除く。）

基準日

【甲調査】令和元年6月1日～令和2年3月31日の間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）

【乙調査】調査実施年の6月1日現在

調査方法

【甲調査】調査員・郵送・オンライン調査（総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者）

【乙調査】オンライン調査（総務省－（都道府県－市町村）－報告者）

結果公表

【甲調査】速報：令和2年6月末日 確報：令和2年12月末日

【乙調査】調査実施翌年の6月末日

1. 調査の概要（経済構造実態調査）（現行計画）

調査の目的

全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成する。

調査の概要

調査対象

【産業横断調査】 約27万企業

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業

（ただし、個人経営の企業、家事サービス業等一部の産業に属する企業を除く。）

【製造業事業所調査】 約12万2,000事業所

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する民営事業所のうち、大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所

（ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。）

調査事項

【産業横断調査】

経営組織、資本金等の額、企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び主な費用内訳の額、主な事業の内容 等

【製造業事業所調査】

経営組織、資本金額又は出資金額、従業者数、人件費及び人材派遣会社への支払額、製造品出荷額・在庫額 等

調査期間

毎年5月中旬～6月下旬

（経済センサス-活動調査実施年を除く。）

基準日

毎年6月1日現在

（経済センサス-活動調査実施年を除く。）

調査方法

郵送・オンライン調査

（総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者）

結果公表

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

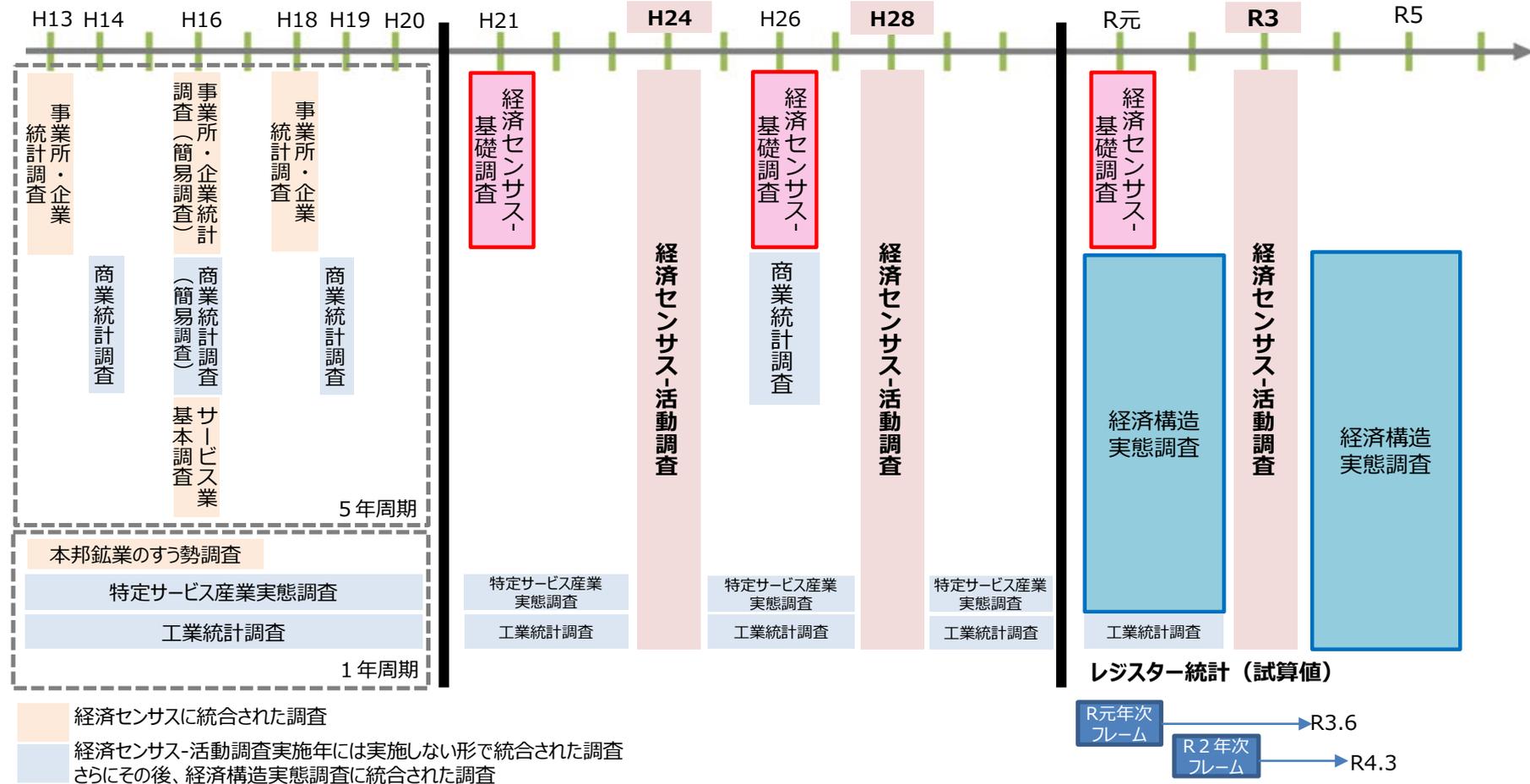
三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

(参考) 経済構造統計の体系的整備の進展

出典：R4.8.30統計委員会企画部会第2WG
資料：総務省統計局及び経済産業省HP掲載
資料（総務省政策統括官室にて一部加筆）

- **経済構造統計**※を作成するための調査として、**経済センサス**（基礎調査及び活動調査）、**経済構造実態調査**を、順次創設・充実。令和4年以降、企業の売上高など基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能に。

※ 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計



- 産業ごとに異なる年次・周期で大規模統計調査を実施
- それらの結果を統合しても、**同一時点における我が国全体の経済構造が把握できない等**の課題

経済センサスの創設

- 経済センサス-活動調査により5年ごとに産業横断的に経済構造を把握
- その中間年においては、**産業横断的な経済構造の年次変化を捉える統計が不足**

経済構造実態調査の創設

経済センサス-活動調査及びその**中間年における統計調査を体系的に整備**

2. 調査結果の主な利活用

経済センサス-基礎調査

母集団情報の整備

- ◆ 事業所・企業を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」の更新情報

行政上の施策への利用

- ◆ 中小企業白書、小規模企業白書等の基礎資料

法令上の基礎資料としての利用

- ◆ 普通交付税の算定における基礎資料

経済構造実態調査

加工統計作成の基礎資料

- ◆ 産業連関表、国民経済計算、県民経済計算等の推計の基礎資料

母集団情報の整備

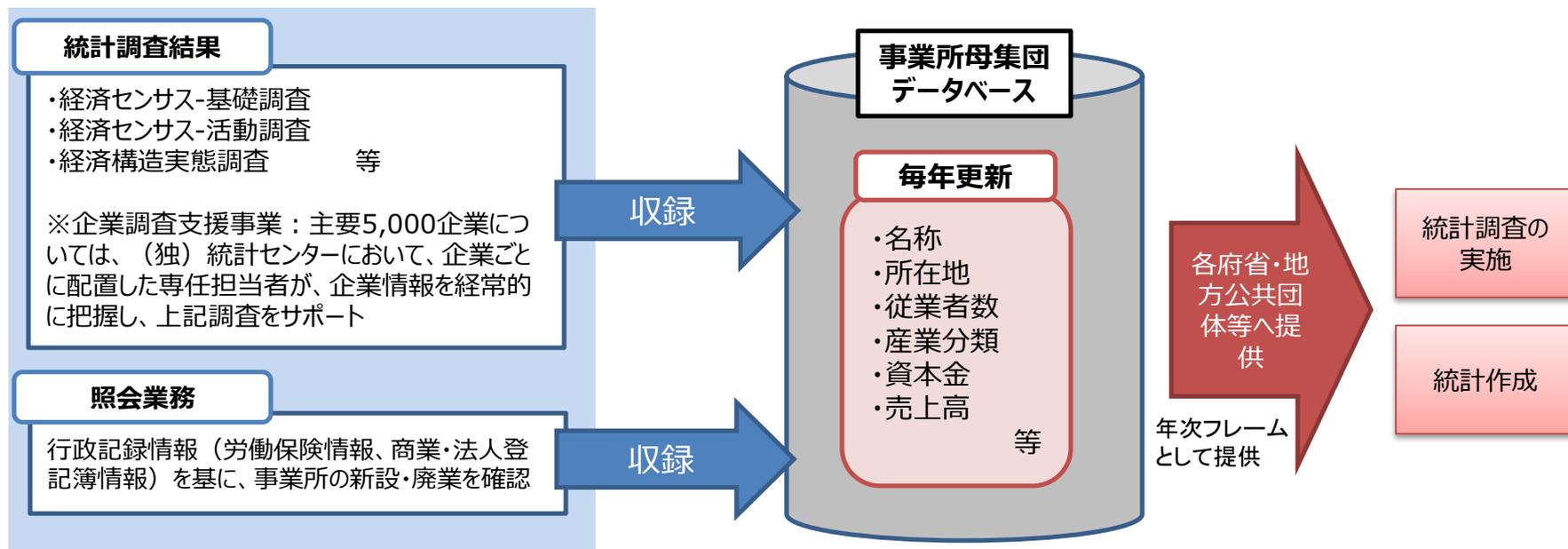
- ◆ 事業所・企業を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」の更新情報

その他の利用

- ◆ 民間企業等による利用（卸売・小売業の売上高及び商品販売額把握 等）
- ◆ 各種学術研究等に利用 など

(参考) 事業所母集団データベースの概要

- 事業所母集団データベースは、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づき、経済センサスなどの統計調査結果や行政記録情報などを基に、総務大臣が整備
- 事業所・企業を対象とする各府省等の統計調査の母集団情報として、各種経済統計の精度向上のみならず、報告者の負担軽減、効率的な統計作成に重要な役割を担っている。



3. 経済センサス-基礎調査の課題及び今後の方向性

令和元年調査の計画

- 令和元年調査では、法人企業統計調査名簿とのかい離を改善するため、**法人番号公表サイトから法人情報（約160万法人）を追加した名簿を整備した上で実施**
- 調査対象の拡大に伴う地方公共団体及び統計調査員の負担軽減のため、基本的事項（売上高、従業者数等）の把握は原則、新規把握事業所のみとし、**存続事業所は統計調査員が外観から活動状態等を把握**

前回答申時（平成30年8月）の「今後の課題」

- 令和元年調査の実施状況も踏まえ、**基礎調査の在り方を含め、令和4年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。**

令和元年調査の実施状況を踏まえた検討

- ◆ 令和元年調査の実施により、母集団DBのカバレッジが拡大。他方、中間年における母集団DBの有用性の向上のためには、**存続事業所・企業の基本的事項の更新が課題**。このため、基礎調査及び照会業務における基本的事項の更新範囲や頻度について、有識者を交えて検討（令和3年4月～）

3. 経済センサス-基礎調査の課題及び今後の方向性（続き）

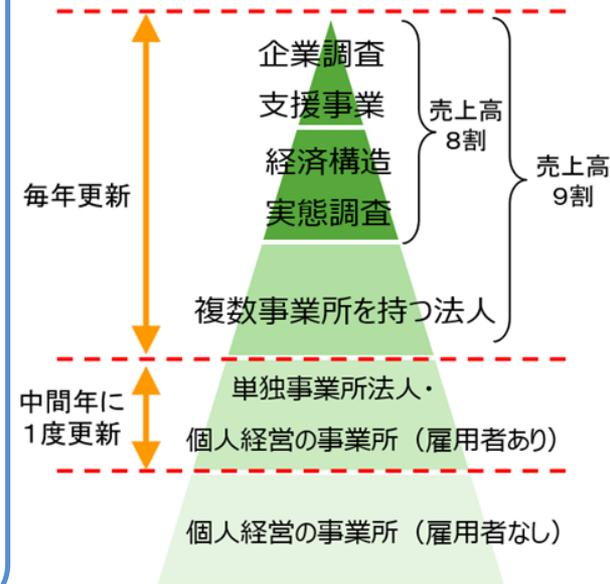
出典：R4.8.30統計委員会企画部会第2WG
資料（総務省政策統括官室にて一部加筆）

今後の母集団DB更新の方向性

- **複数事業所を持つ法人**については、企業調査支援事業と経済構造実態調査の実施と併せて**基本的事項（売上高、従業員数等）を毎年更新**
※経済センサス-基礎調査実施年は基礎調査により、それ以外の年は照会業務により実施
- **単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）**は、**経済センサス-基礎調査により基本的事項を中間年に一度更新**
※個人経営の事業所（雇用者なし）は、5年に一度の経済センサス-活動調査で更新

令和3年度 (基準年)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (基準年)	...
	中 間 年					
経済センサス-活動調査	経済構造実態調査、 照会業務	経済構造実態調査、 照会業務	経済構造実態調査、 経済センサス-基礎調査	経済構造実態調査、 照会業務	経済センサス-活動調査	...

【イメージ図】



具体的実施方法

- ◆ 報告者の負担軽減、地方公共団体・統計調査員の負担回避を図るため、国が民間事業者を活用し、**オンライン・郵送調査により経済センサス-基礎調査・照会業務を実施**
- ◆ 経済センサス-基礎調査は、経済センサス-活動調査の中間年に一度、**5年周期**で実施。令和6年調査は、**令和6年6月1日を期日として実施**

4. 主な変更内容（経済センサス-基礎調査） 甲調査①

調査系統の変更

⇒ 地方公共団体及び統計調査員の負担回避を図るため、**調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して調査を実施**

令和元年調査

総務省 – 都道府県 – 市町村
– 統計調査員（又は民間事業者） – 報告者

令和6年調査

総務省 – 民間事業者 – 報告者

調査方法の変更

⇒ 調査員調査の廃止に伴い、**オンライン・郵送調査により実施**（法人については、原則オンライン回答により実施の方向）
※複数事業所を有する法人については本社一括調査方式により実施

令和元年調査

既存事業所は活動状態を外観から確認し、新規把握事業所には基本的事項を把握する【甲調査票】を配布

令和6年調査

- 傘下支所事業所を有する本社事業所
→ 【調査票A（傘下事業所の基本的事項も把握）】を配布
- 単独事業所、個人経営事業所、新規事業所
→ 【調査票B】を配布

※ 経済構造実態調査の対象については、同時期に実施予定の「経済構造実態調査」も同封

4. 主な変更内容（経済センサス-基礎調査） 甲調査②

調査対象範囲の変更

⇒ 報告者負担の軽減、リソース配分の見直しなどのため、全体に占める売上高割合の影響が軽微な雇用者のいない個人経営事業所を調査対象から除外

甲調査票の変更

⇒ 母集団情報としての利用実績が少ないことから、報告者負担の軽減のため、従業員数に関する調査事項を縮減

※乙調査票においても、同趣旨の変更を予定

令和元年調査

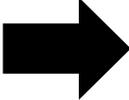
4 事業所の従業員数		① 個人業主	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員	④ 常用雇用者	⑤ 臨時雇用者	⑥ 合計	受入者		
区分	個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人	個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人	個人経営の事業主の家族で、役員報酬を得ている人	1か月以上の期間を定めて雇用している人	1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人（パート・アルバイトなどを含む）	①～⑤の合計	⑦ 合計	⑧ 送出处（の合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨ 出向	⑩ 派遣
	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

令和6年調査

7 事業所の従業員数	従業員総数	うち常用雇用者数
事業所総数には、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。 ●常用雇用者とは、期間を定めずに雇用している人、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人です。 なお個人業主の家族でも、賃金や給料を受け取っている場合は常用雇用者となります。	人	人

5. 前回答申時の「今後の課題」への対応（経済センサス-基礎調査①）

- 1 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、事業所母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、基礎調査の公表後に参考提供することについて検討すること。



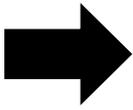
対応

- 有識者を交え作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計（試算値）として、令和元年次情報の集計結果を令和3年（2021年）6月に、令和2年次情報の集計結果を令和4年（2022年）3月に統計局HPへ掲載

5. 前回答申時の「今後の課題」への対応（経済センサス-基礎調査②）

2 母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される基礎調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。

については、今回調査の実施状況も踏まえ、**基礎調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。**



対応

- 複数事業所を持つ法人については、企業調査支援事業と経済構造実態調査の実施と併せて基本的事項を毎年更新
（経済センサス-基礎調査の実施年は基礎調査により、それ以外の年は照会業務により実施）
- 単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）は、**経済センサス-基礎調査により基本的事項を中間年に一度更新**（7ページ参照）

3 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、**更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。**



対応

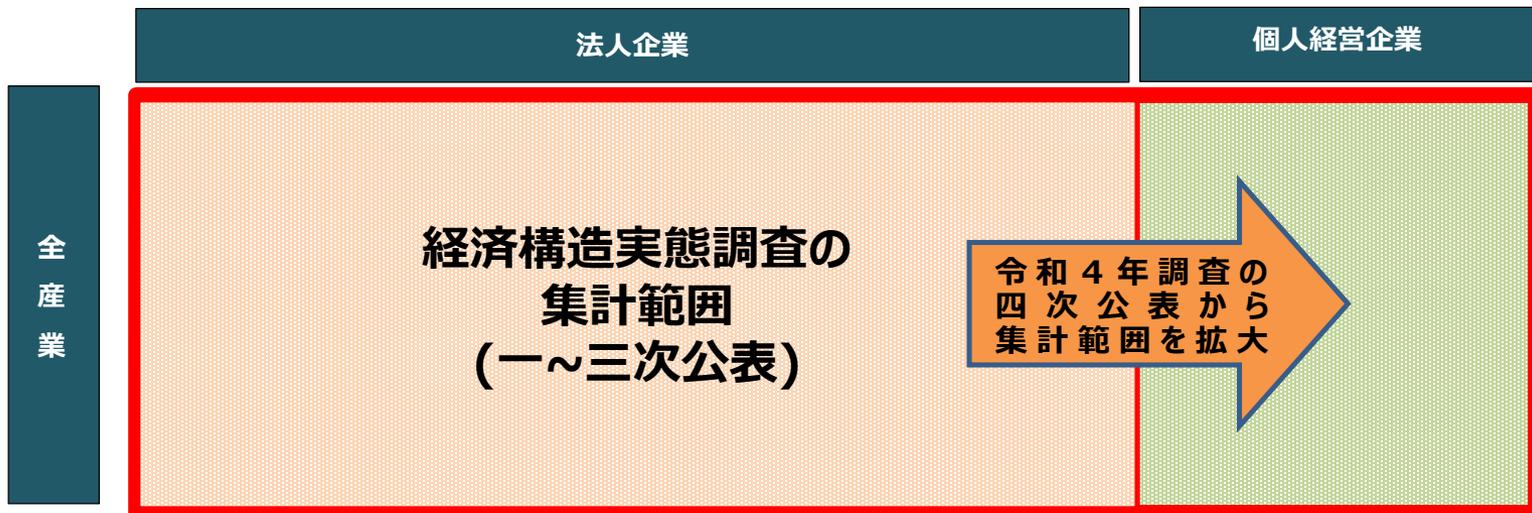
- 行政記録情報は、これまで「商業・法人登記簿情報（法務省）」及び「労働保険情報（厚生労働省）」を活用してきたところ、令和元年度に、国土交通省から「建設業許可事業者名簿」の提供を受けたことから、令和3年経済センサス-活動調査の名簿に取り込んだ上で調査を実施。その結果を母集団DBに反映し、充実を図ったところ。

6. 主な変更内容（経済構造実態調査）

集計事項の変更

- 令和元年に、中間年における経済構造の把握のため、まずはGDPの約9割を占める製造業及びサービス産業を調査対象として、経済構造実態調査を創設
 - 令和4年調査から、調査対象の全産業化により、経済センサス-活動調査（基準年）とのシームレス化を実施
 - 今回、個人経営の企業を集計体系に追加することにより、より一層のシームレス化を実現
- ⇒ **経済構造実態調査（産業横断調査）の調査対象範囲に含まれない個人経営の企業について、直近の経済センサスの結果を活用して集計範囲を拡大**
（調査実施年の翌々年の3月末までに「四次公表」として結果を公表。企業等数、事業所数及び売上高を集計）

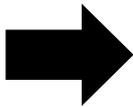
経済構造実態調査の集計範囲の拡大（イメージ）



経済センサス-活動調査（基準年）の集計範囲と同じ範囲に集計範囲を拡大

7. 前回答申時の「今後の課題」への対応（経済構造実態調査）

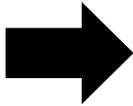
- 1 「支払利息」については、その利活用状況や経済センサス-活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。



対応

- 本年7月の2次公表にて支払利息を初めて公表する予定。提示された課題については、調査結果公表後の利活用状況や経済センサス-活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ対応

- 2 諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めること



対応

- 電子商取引の実態把握については、令和4年度に統計委員会担当室にてデジタルイノベーションの統計的把握に関する調査研究を実施